

認定こども園の諸類型について

平成26年9月4日

幼保連携型認定こども園について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事 (公立)届出 (私立)認可 大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	(公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 (私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 (公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 (公立・私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。 学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)について、より高い水準を引き継ぐことを基本的考え方として新たな基準を設定。(既存施設からの移行に関し、設備についての移行特例を設ける)
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 幼保連携型以外の類型の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
配置職員	園長、保育教諭()、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則 (施行後5年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施)

(続き)

公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) 〔教員〕国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園・保育所と同等の税制措置

(主な経過措置等)

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者には、施行後5年間に限り保育教諭となることができる。
- ・ 施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件を緩和する特例制度を設けている。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 基本的な考え方

学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。

既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認可となり、設備について、現行基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準

施設の設定パターン	基本的考え方	主な基準
【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。	<p>学級編制・職員配置基準</p> <ul style="list-style-type: none">・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1(*)、1・2歳児6:1、乳児3:1 <p>* 質の改善事項として、公定価格において3歳児20:1→15:1への配置改善を実施 配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(経過措置を設ける)。</p> <p>園長等の資格</p> <ul style="list-style-type: none">・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す) <p>園舎・保育室等の面積</p> <ul style="list-style-type: none">・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人) <p>園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置 名称は「園庭」とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、 と の合計面積満2歳の子どもについて保育所基準(3.3㎡/人)満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。 <p>食事の提供、調理室の設置</p> <ul style="list-style-type: none">・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。 <p>※外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)</p>

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
<p>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン</p> <p>既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>・<u>適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。</u></p> <p>・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。</p> <p>・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。</p>	<p>園舎面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)で可。 <p>園庭の設置・面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)で可。 <p>園庭の設置・面積(代替地・屋上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン</p> <p>法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<p>・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置に関して、現行の幼保連携型認定こども園の配置基準(1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準)によることを認める。 ・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、運営などについては、新設と同じ基準)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定について

策定の趣旨

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正後の認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定



中央教育審議会教育課程部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議で検討
《平成26年1月16日の第5回会議で策定の方向性について報告》

策定に当たっての基本的考え方

○幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保

教育の内容については、現行の幼稚園教育要領の内容を基本に策定

《健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成》

保育の内容については現行の保育所保育指針の内容を基本に策定

《養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定》

○小学校における教育との円滑な接続に配慮

乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う

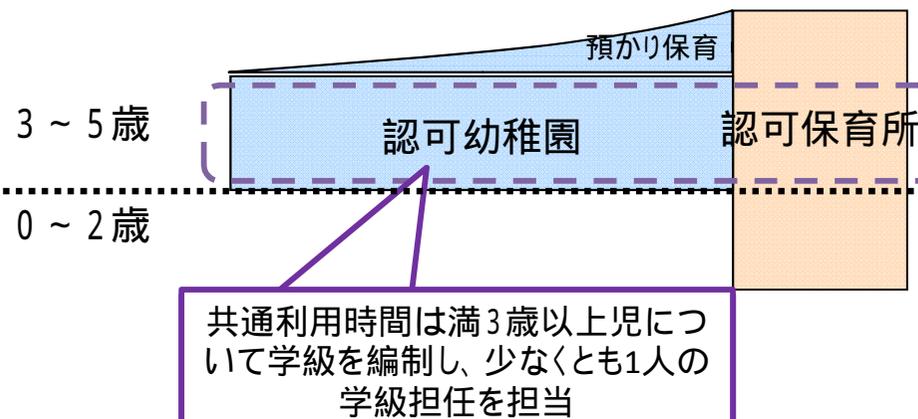
○認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮

入園時期や在園時間の違い等に配慮し、生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮した教育及び保育を実施

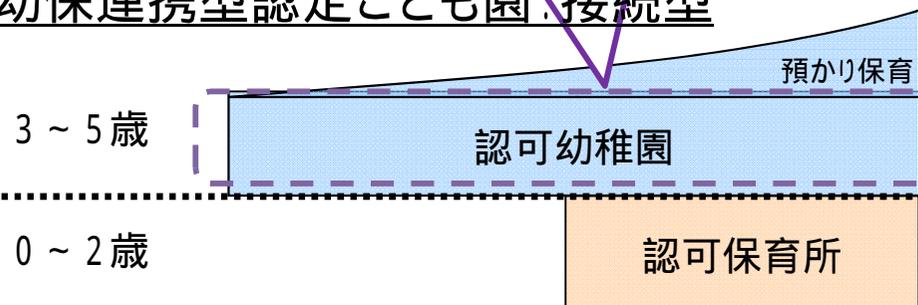
幼保連携型認定こども園の諸類型

現在、幼稚園と保育所により構成されている幼保連携型認定こども園は、新たな「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となる

幼保連携型認定こども園：並列型

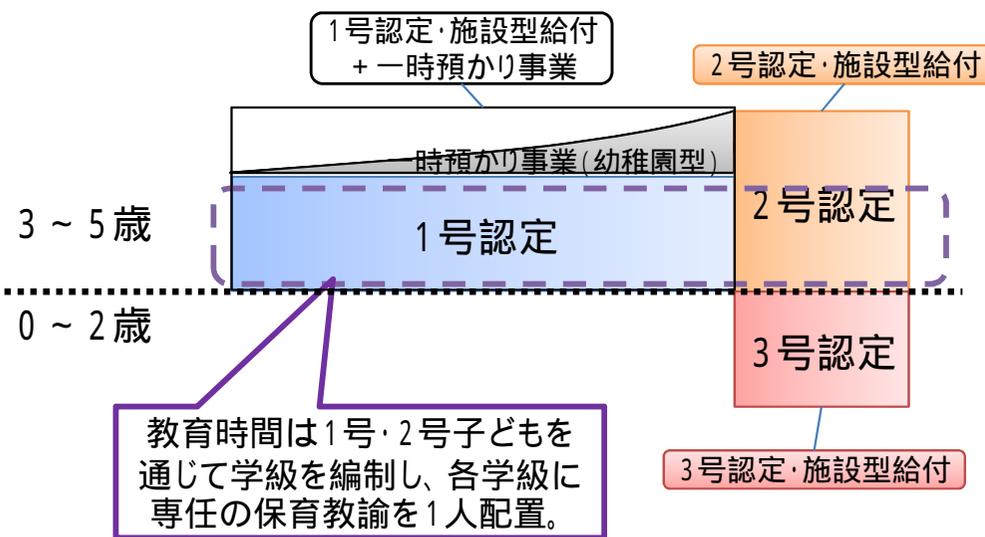


幼保連携型認定こども園：接続型



新幼保連携型認定こども園

単一の施設として一体的に運用



受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

「公の性質」を有し、
教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

教育基本法 - 抄 -

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

既存の幼稚園から移行した場合、
「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ただし、2・3号子どもに対 する保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

- ・児童福祉法の改正により新たに同法に規定された交付金の対象は児童福祉施設である幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園となっています。また、現行制度下においては、安心こども基金により各類型の施設整備に係る費用が対象となっていますが、今後の仕組みについては、予算編成過程において検討していくこととしています。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準について

(以下の基準は国が告示で定める基準であり、これを各都道府県が参酌し定めるところによる。)

	主 な 内 容
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3:1 / 1・2歳児 6:1 / 3歳児 20:1 / 4・5歳児 30:1 ・満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制。 ・園長を配置。
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましい。(いずれかでも可) ・満3歳未満→保育士資格が必要。
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及びその附属設備は同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ・保育室又は遊戯室、屋外遊技場()及び調理室()が必置。また、2歳未満の子どもを入所させる場合には乳児室又はほふく室が必置。 <ul style="list-style-type: none"> 保育所型、地方裁量型については、一定の要件のもと付近の適当な場所への代替可。 原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。 (幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価、外部評価及びその公表の実施 ・保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は1日8時間が原則。 (家庭の状況等を考慮し、認定こども園の長が設定。) ・開園日数及び開園時間は地域の実情に応じ設定。

幼稚園型認定こども園等の認定に関する国の参酌基準の改正

幼稚園型認定こども園について、各都道府県における認定基準条例の改正や解釈の変更、審査手続の変更等がある場合には、私立幼稚園関係者など幼稚園型認定こども園への移行を希望する者に対し速やかに周知されるよう取り計らわれない。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき
内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の公布について
(平成26年7月31日付け内閣府政策統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 全般に関する規定の整理等について (略)

2. 職員配置に関する改正について(第二及び附則第2項関係)

幼保連携型認定こども園の職員配置について、従来は、満3歳以上の短時間利用児おおむね35人につき職員1人以上という基準としていたところであるが、認可基準上、子どもの利用時間区分にかかわらず、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき職員1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき職員1人以上という基準に見直されたため、新告示においても同様に、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置について、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき職員1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき職員1人以上としたこと。

また、現行の幼保連携型認定こども園が一部改正法附則第3条第2項に定めるみなし幼保連携型認定こども園となる場合において、現状の職員数では改正後の職員配置基準を満たせなくなることが想定されることから、認可基準上、一部改正法の施行の日から5年間は、幼保連携型認定こども園の職員配置についてなお従前の例によることができることとする経過措置が設けられたことを踏まえ、新告示においても同様に、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置について、一部改正法の施行の日から5年間は、なお従前の例によることができることとしたこと。

3. 設備に関する改正について(第四の八関係)

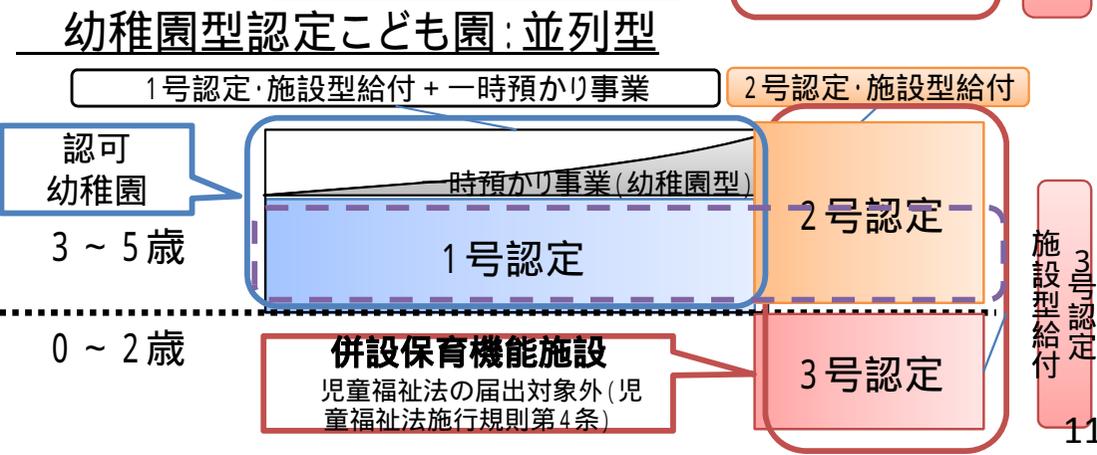
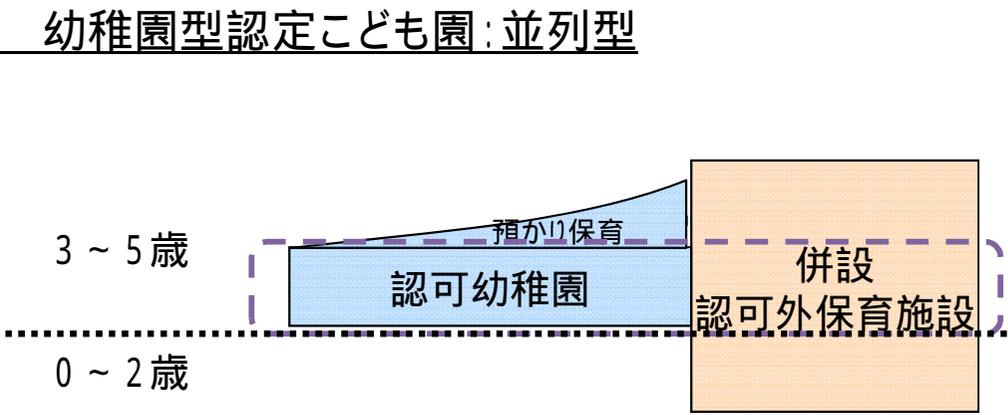
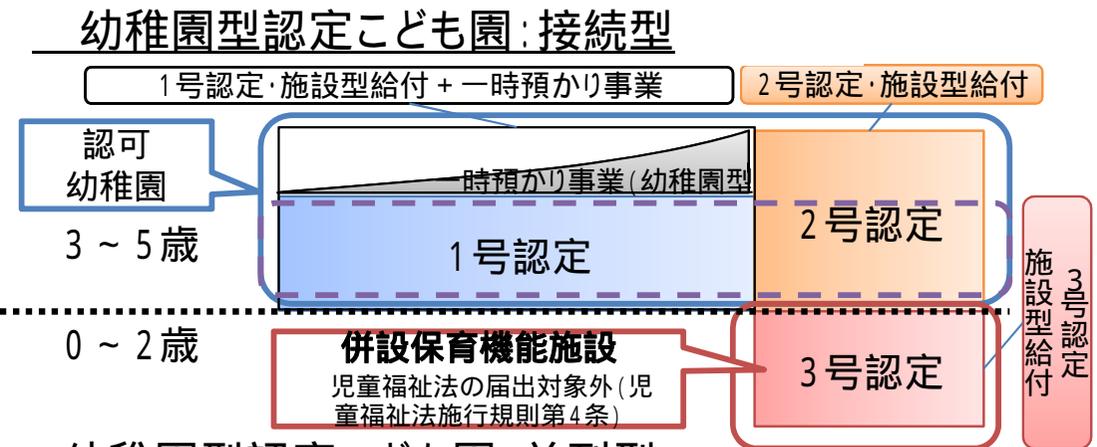
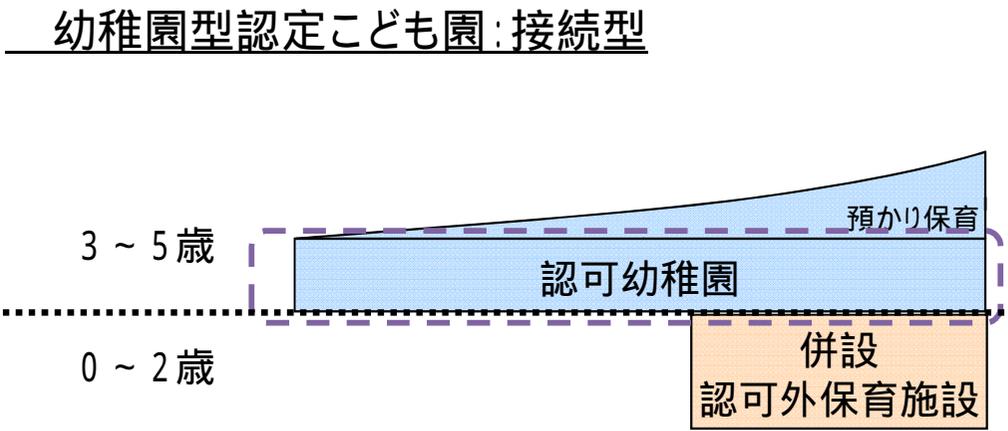
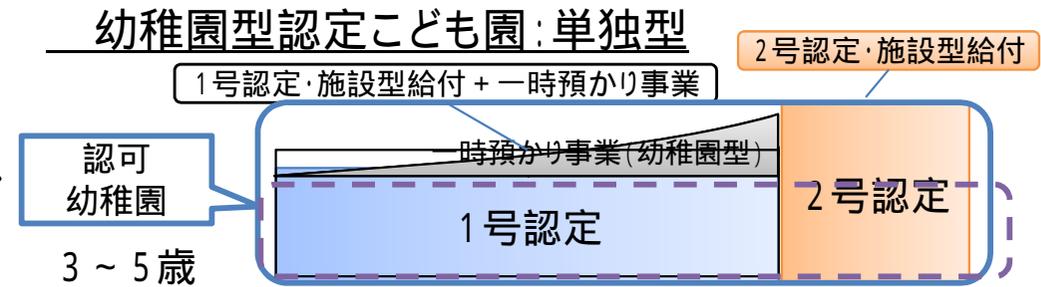
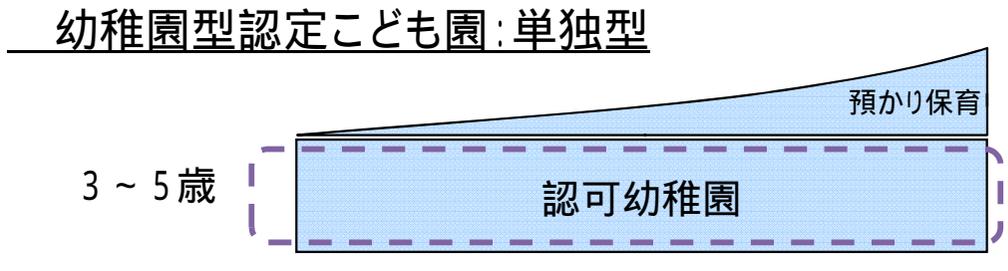
幼保連携型認定こども園の調理室について、従来は、自園調理による食事提供を行う子どもの数の多寡にかかわらず、必置とされていたところであるが、認可基準上、自園調理による食事提供を行う子どもの数が20人未満である場合は、独立した調理室の設置まで求めず、必要な調理設備を備えればよいこととされたため、新告示においても同様に、幼稚園型認定こども園の調理室について、自園調理による食事提供を行う子どもの数が20人未満である場合は、独立した調理室の設置まで求めず、必要な調理設備を備えればよいこととしたこと。

幼稚園型認定こども園の諸類型

幼稚園型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

共通利用時間 は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当



幼稚園型認定こども園における指導監督の体系

幼稚園型認定こども園については、認定こども園全体として適正な運営を確保することはもとより、幼稚園部分、併設保育機能施設(接続型・並列型の場合)部分についても、それぞれ適正な運営を確保することが必要。

・認定こども園(保育機能・子育て支援機能)・・・認定こども園法・認定基準条例

・幼稚園部分(幼稚園教育)・・・学校教育法・幼稚園設置基準

・併設保育機能施設(付随事業・子育て支援活動)

・・・学校教育法第25条・児童福祉法第59条 (認可外保育施設指導監督指針)

児童福祉法第59条の2及び児童福祉法施行規則第4条により届出対象外。幼稚園所管部局(又は認定こども園所管部局)で適切に指導(下記通知参照)。

満3歳未満の保育が必要な子どもに対する保育は、当該子どもが保育認定(3号認定)を受けることにより施設型給付の対象となる。

また、満3歳未満の保育が必要な子ども以外の満3歳未満の子どもについて、日極め、特定の曜日等に限り保育機能施設で受け入れることについては、新制度の施行後においても可能である。この場合、保育認定に係る施設型給付の対象とならないが、実施状況に応じて一時預かり事業等の支援を受けることが可能。

認可外保育施設の届出制の実施と幼稚園を設置する者が行う保育活動について

(平成14年7月22日付け文部科学省幼児教育課長通知)

「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成一四年七月一二日雇児発第〇七一二〇〇四号雇用均等・児童家庭局長通知)及び「認可外保育施設に対する届出制の導入について」(平成一四年七月一二日雇児保発〇七一二〇〇一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)にて通知しているとおり、幼稚園を設置する者が、当該幼稚園と併せて設置する施設における活動については、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかないことや、幼稚園所管部局による当該幼稚園を設置する者に対しての指導が行われることから、届出制の対象外とされています。

については、幼稚園所管部局におかれては、児童福祉法の対象となる乳幼児等の保育を当該幼稚園と併せて設置する施設において行う場合は、児童福祉法等関係法令を遵守して当該施設の運営を図るよう、適切な指導等を行うようお願いいたします。

現行の幼稚園型認定こども園の事業費支援の構造

1. 幼稚園の長時間預かり保育に対する支援

対象 幼稚園部分に在籍する保育に欠ける子ども

費用負担 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

* 平成25年度から安心こども基金運営要領改正により国の支援対象となった。

事業費支援

・保育緊急確保事業 子ども1人当たり単価(月額)

4歳以上児	9,000円
3歳児	11,000円
2歳児(満3歳児)	46,000円

* 幼稚園の園児について私学助成(一般補助)が交付される前提での単価

2. 保育機能部分に対する支援

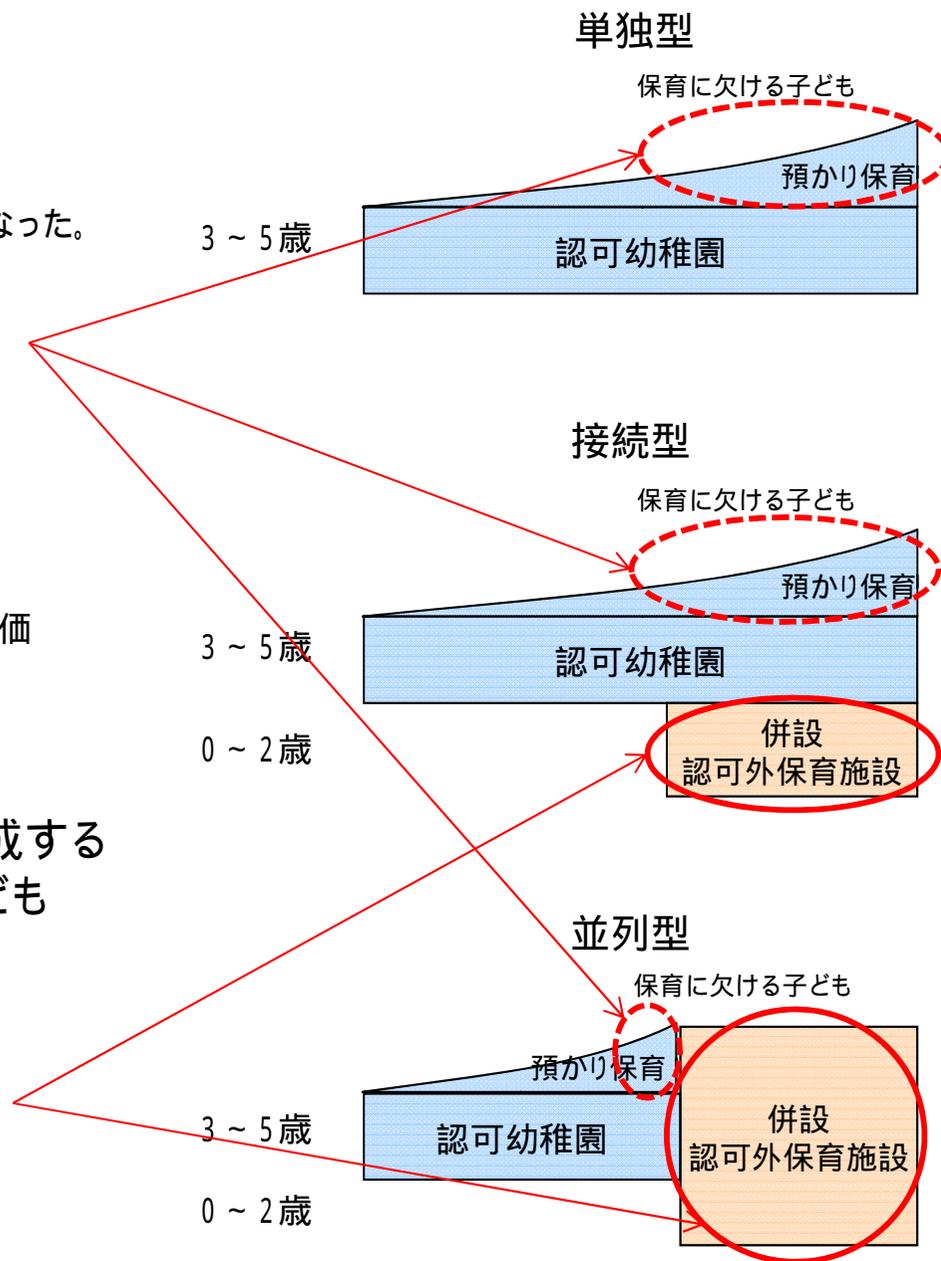
対象 接続型又は並列型の幼稚園型認定こども園を構成する
認可外保育施設部分に在籍する保育に欠ける子ども

費用負担 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

事業費支援

・保育緊急確保事業 子ども1人当たり単価(月額)

4歳以上児	18,000円
3歳児	22,000円
1・2歳児	57,000円
乳児	107,000円



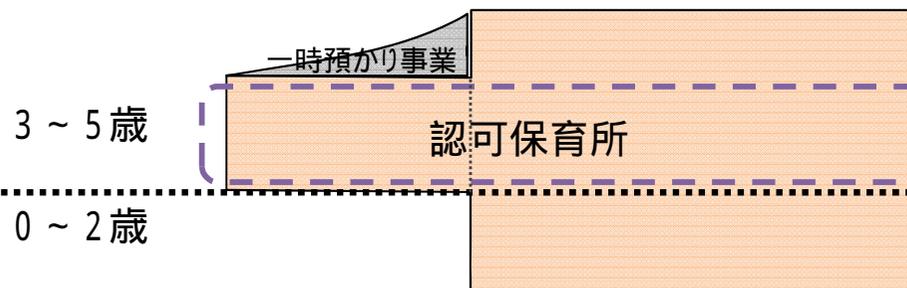
保育所型認定こども園の類型

保育所型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

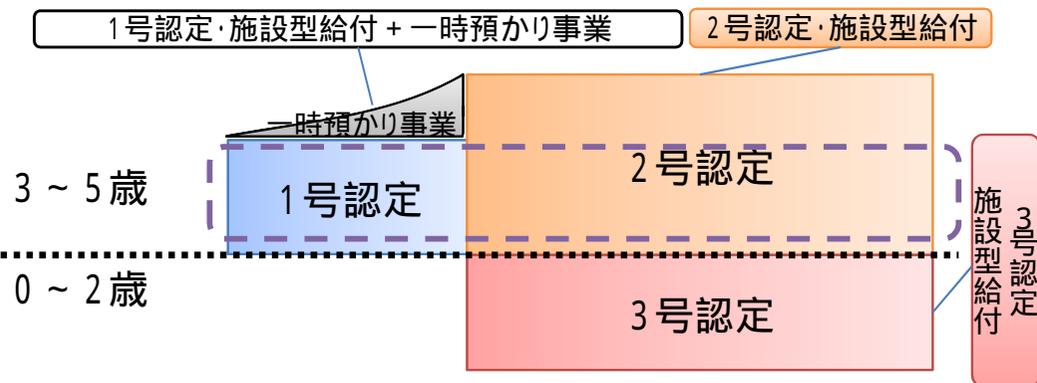
受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

共通利用時間は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

保育所型認定こども園



保育所型認定こども園



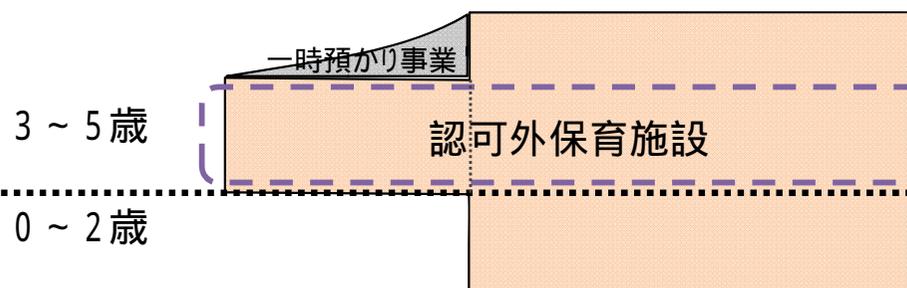
地方裁量型認定こども園の類型

地方裁量型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

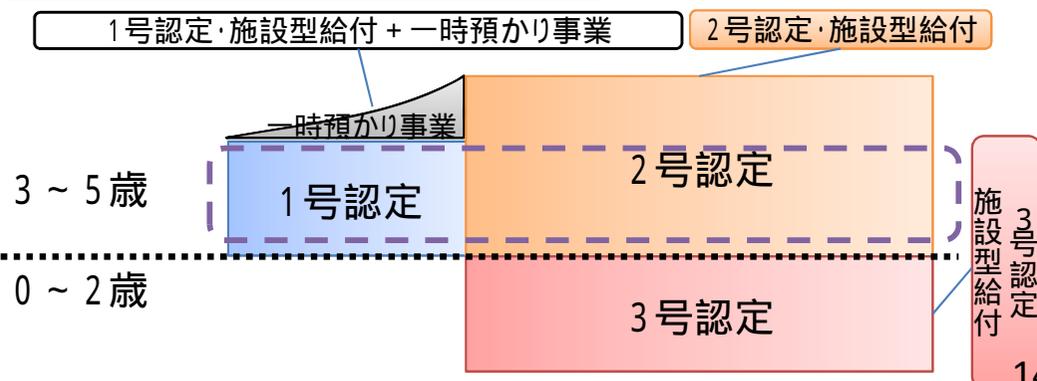
受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

共通利用時間は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

地方裁量型認定こども園



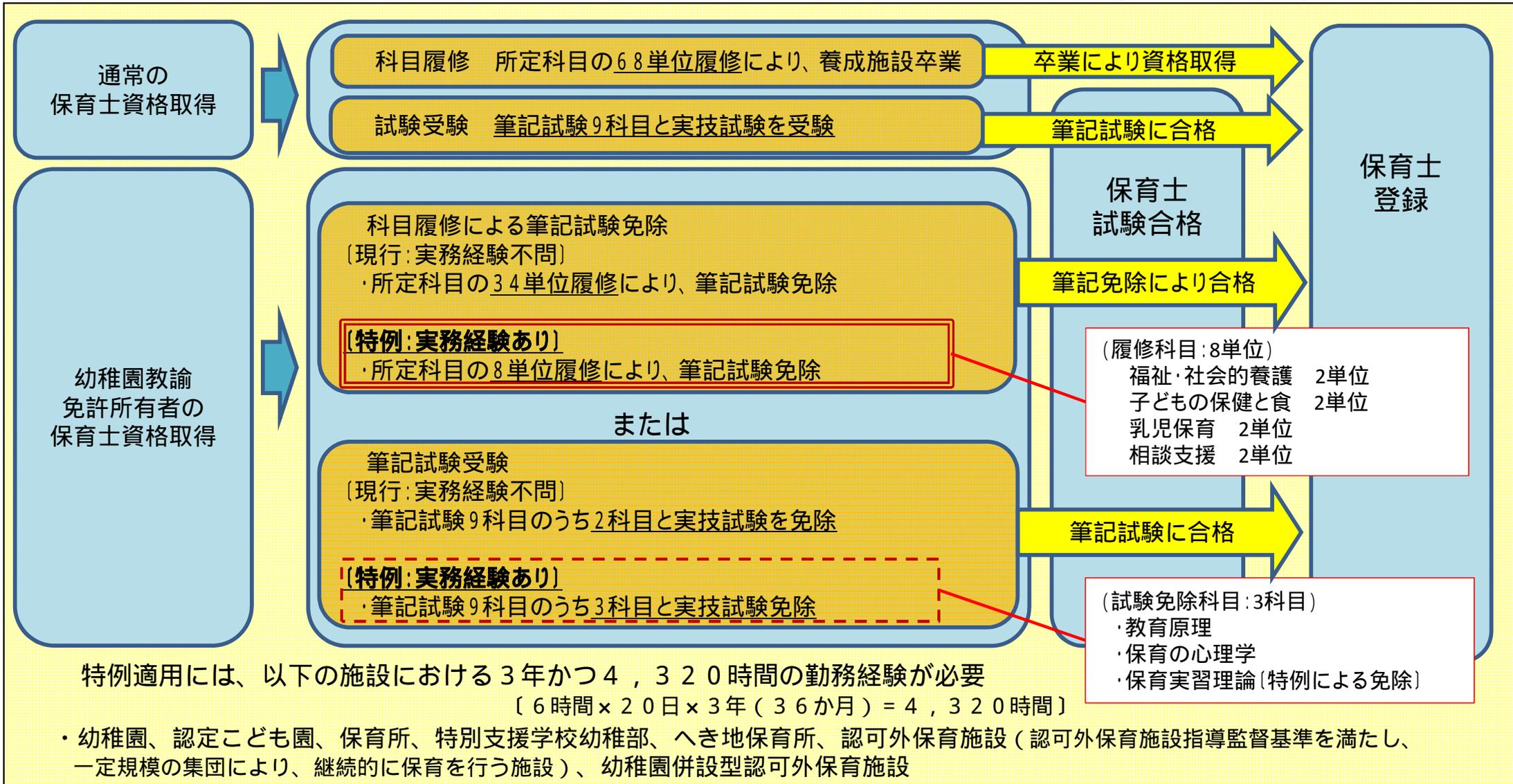
地方裁量型認定こども園



保育士資格の取得の特例の概要

幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

保育所で働く保育士の75%が幼稚園教諭免許を併有
 新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



特例制度を活用して円滑に保育士資格を取得できるための環境を総合的に整備(平成26年度試験から実施)

- ・申請機会を年2回にする(4~5月、10月に申請可) ・申請の手数料を2,400円に引き下げ
- ・合格通知の発送を早期化(4~5月申請の場合7月、10月申請の場合12月に通知)
- ・保育士養成施設における受講料を補助(最大10万円補助)

幼稚園免許状取得の特例の概要

〔目的〕

保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：76%

新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例保育士資格の特例については厚生労働省において検討

〔通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合〕



〔今回の特例措置〕(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



学士の学位を有する場合:一種免許状
短期大学士、専門学校卒の場合:二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記 ~ を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

+

(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割 } 2単位
- ・教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。) } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 1単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 2単位
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法

1. 概要

これまで、施設型給付費等に関して御議論していただいていた中で、会計処理、区分経理については以下の通りとなっている。

会計処理

➤ 法人種別ごとの会計処理を求めることを基本とする。

(例) 学校法人の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・学校法人会計基準を適用

社会福祉法人の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・社会福祉法人会計基準を適用

株式会社等の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・企業会計基準を適用 など

区分経理

➤ 公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。

上記を前提に、用途制限、指導監督の取扱いについて、更に検討することが必要となっている。

2. 個別論点の検討

用途制限の取扱いについて

特に、施設型給付及び地域型保育給付に関しては、個人給付(法定代理受領)である性格上、介護保険制度・障害者総合支援制度における対応等を踏まえ、用途制限については設けないことを基本としてはどうか。

上記の通り、施設・事業ごとの区分経理を求める。

また、私立保育所に係る委託費については、市町村から保育の提供を委託し、これに基づき、市町村から施設に対して、当該施設による保育を必要とする子どもに対する保育の提供に要する費用として、支払われる性格にかんがみ、現行制度のように、用途制限を設けることを基本としてはどうか。

使途制限の取扱いについて（続き）

なお、現行の保育所運営費では、株式会社が配当を行った場合、民改費が公私施設間の職員給与格差の是正等を目的としていることの性格上、対象としないこととしている。（株式会社に認められた行為である配当自体は禁止していない）

一方、新制度において、民改費は廃止され、新たに、処遇改善等加算として、その性格・位置付けを変えることを踏まえた対応とすべきではないか。

処遇改善等加算については、上記の通り、その賃金水準の改善・維持についてチェックする仕組み
その上で、公費に係る透明性確保の観点から、指導監督のあり方について検討することが必要。

指導監督等のあり方について（私立施設）

上記の通り、法人ごとの会計基準に基づく運用を前提に、公費に係る透明性を確保するためには、上記による使途制限のあり方と相まって、以下の方法によることが考えられる。

)行政による指導監督

)第三者による財務に係る監査

私立保育所に係る委託費については、現行の保育所運営費と同様に、保育の提供に係る委託契約に基づく費用としての性格にかんがみ、現行と同様に、市町村による指導監督を基本としてはどうか。

現在、社会福祉法人のあり方等に関する検討が進められており、この検討の結論を踏まえることも必要。

また、給付費を受領する施設類型については、委託費と性格が異なることから、必ずしも市町村(行政)による指導監督に基づく財務上のチェックを基本とするのではなく、現行の私学助成の交付を受ける幼稚園に係る取扱いを踏まえ、公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査を基本としてはどうか。

そのうえで、公認会計士等の外部監査を受けた施設については、市町村による通常の会計監査の対象外としてはどうか。

外部監査等の実施に必要なコストの取扱いについては公定価格により対応
運営面の適正さを担保するために、市町村による定期的な指導監督又は不正が発覚した場合の監査等は実施

特に、現行、認定こども園については、保育所部分は市町村による指導監督を受ける一方、幼稚園部分は私学助成における財務諸表等の監査の対象になるなど、二重のチェックを受ける仕組みとなっているが、新制度においては、給付として一本化されることに伴い、公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査を基本としてはどうか。

そのうえで、公認会計士等の外部監査を受けた施設については、市町村による通常の会計監査の対象外としてはどうか。

なお、現行の私学助成においては、助成額が少額の場合は、所轄庁の許可を得た上で、公認会計士等の監査を受けなくてもよいこととされている。新制度においても、小規模であって、給付額が少額となる施設・事業については、必ずしも公認会計士等による監査を基本とするのではなく、市町村による財務諸表を含めた指導監督を基本としてはどうか。

これらの小規模な施設・事業の指導監督については、市町村による定期的な運営面に関する指導監査において併せて行うことで対応。

また、小規模であっても、公認会計士等の監査を受けた場合は、市町村による通常の会計監査の対象外とすることとしてはどうか。

< 参考 > 認定こども園に関する主なFAQ(問一覧)

新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。	事業者向けP8
新たな幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。	事業者向けP12
保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。	事業者向けP13
保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とするこどもについても直接契約となるのですか。	事業者向けP14
認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。	事業者向けP15
現在、幼保連携型認定こども園で、満3歳以上の保育に欠ける子どもの定員を設定していない場合、2号定員を設定しないままでも、27年4月から、新幼保連携型認定こども園に移行することはできますか。	事業者向けP16
幼稚園型認定こども園について、2号定員を設定することは必要ですか。	事業者向けP16
認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。	事業者向けP17
幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで、学級を分ける幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。	事業者向けP17
幼保連携型認定こども園では、満3歳に到達した子どもについて、学級編制を行う必要がありますか。また、行う場合、公定価格は、現行2歳児または3歳児のいずれの水準となるのですか。	事業者向けP17
認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。	事業者向けP18
幼保連携型認定こども園とそれ以外の種類の認定こども園では公定価格に差は出るのですか。	事業者向けP19
認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。	事業者向けP19
認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。	事業者向けP19

答は、配布資料「参考資料1:事業者向けFAQ」参照

< 参考 > 認定こども園に関する主なFAQ(問一覧)

みなし認可を受けることとなる現行の幼保連携型認定こども園で「幼保連携型認定こども園 幼稚園・ 保育園」と名乗っている園は、単一の施設に移行することによって現状どおりの名称を名乗ることは認められなくなるのでしょうか。	事業者向け-P20
幼保連携型認定こども園を運営する法人の一本化に伴い転籍する職員の退職金はどうなるのですか。	事業者向け-P20
利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。	自治体向け-P9
定員超過の状況を踏まえ、認可定員及び利用定員を引き下げた後、需要の減少により利用人員が減少した場合、再び利用定員を引き下げることができますか。	自治体向け-P9
減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%超の場合か、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。また、減算するのは120%を超えた分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。	自治体向け-P10
認定こども園を利用している保護者の就労状況が変化し、2号認定から1号認定に変更になった場合、1号認定から2号認定に変更になった場合、それぞれどのような取扱いとなりますか。利用定員に空きがない場合には、退園しないと行けないのでしょうか。	自治体向け-P10
幼保連携型認定こども園においては、3歳未満の子どもの保育を担当する職員も保育教諭でなければならないのでしょうか。	自治体向け-P18
幼稚園教諭の免許更新の手続きを行っていない幼稚園教諭の取扱いはどうなりますか。新制度移行に伴う経過措置は講じられますか。	自治体向け-P18
幼稚園教諭免許の二種免許状のみ所有している者は、幼保連携型認定こども園の園長にはなれないのでしょうか。	自治体向け-P18
認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますが、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。	自治体向け-P18
各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成(一般補助)や保育所運営費は受けられますか。	自治体向け-P19

回答については、事業者向けFAQ(第3版)及び自治体向けFAQ(第2版)を参照してください。

認定こども園向け説明会(平成26年8月28日(木))配布資料「参考資料1」「参考資料2」

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/setsumeikai/h2608/zenkoku_info.html

自治体向け情報Q & A集

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>